

完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類について

呉市建築基準法施行細則（平成６年呉市規則第９号）第７条の規定により，次表の区分に応じ，必要となる書類を添付してください（２０２５年（令和７年）４月１日以降工事着手した建築物に適用）。

	対象となる建築物	添付書類	提出時期
1	地業工事の施工がある建築物 （構造耐力上主要な部分である基礎杭を施工するもの）	地業工事監理状況報告書	中間検査申請時
2	木造の建築物 （階数３以上，延べ面積 300 ㎡超）	木造工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※５
3	鉄骨造の建築物 （階数３以上，延べ面積 500 ㎡超又は柱スパン 15m超）	鉄骨工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※５
4	鉄筋コンクリート造の建築物 （階数３以上又は延べ面積 500 ㎡超）	・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※５
5	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 （階数３以上，延べ面積 500 ㎡超又は柱スパン 15m超）	・鉄骨工事監理状況報告書 ・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※５
6	敷地に土砂災害防止法※１に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物 ※２ ※３	土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※５
7	建築物省エネ法※４に規定する特定建築行為をしようとする建築物	省エネ基準工事監理状況報告書	完了検査申請時

※１ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）

※２ 居室を有しない建築物又は建築基準法第６条第１号若しくは第２号に規定にする建築物を除く。

※３ 建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第８０条の３の規定に適合することの確認を確認申請時に提出したものを除く。

※４ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）

※５ 特定工程に係る建築物については，完了検査申請時に添付する報告書は中間検査後に行われた工事に係るものに限る。